

- 12、過不足金罰金制廢止
- 13、規定賜暇無條件附與
- 14、購買會を會社に於て設置すること
- 15、病氣缺勤者救済機關の即時設置
- 16、慰安會班別開催
- 17、業務中負傷の公傷取扱
- 18、争議による犠牲者を絶對出さざること
- 19、争議費用會社全額負擔
- 20、争議中の日給全額支給
- 21、勤務場所の変更の件
- 22、自己の不注意により罰金刑に處せられたる者の解雇をなさざること

一 経 過

○ 従業員側

十四日午後三時半會社に誠意なしとて渡邊通一丁目車庫に引揚げたる交渉委員は直ちに附近櫻木町の従業員加藤秀雄方を争議園本部とし午后四時半勤務交替時を期し今川經、渡邊通馬出の各車庫に罷業指令を發したる結果運轉中の約百三十臺は遂次各車庫に入庫したのであるが此の間急速なるゼネストを敢行せんとして電車のスイッチ、制度器等を取外さんとして三四名の検束者を出したるも午后六時頃には殆ど集結を終へ結束を固め別紙のビラを撒布せり

かくて同六時半交渉委員西野鐵造外十五名は三度會社を訪問し義に要求せる六項目を更に二十二項として新に會社側に要求し内田常務との會見を迫れり。

○ 會 社 側